令和5年度 第25回人事委員会 会議結果

一日時 令和6年3月22日(金) 午後3時から3時45分まで

二場所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

1 人事委員 委員長 小松哲也

委 員 中本 久美子

委 員 細田耕治

2 事務局職員 事務局長 山本雅美 次長兼給与課長 前田俊和

 任用課長
 尾田聡子係
 長山口珍夏

 係長河崎卓哉主
 事竹茂美緒

主 事 小谷健太

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

3 傍聴者 2名

四議題

議案第1号 人事委員会規則等の一部改正について(給与関係)

議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について(組織改正等関係)

議案第3号 人事委員会規則等の一部改正について (勤務時間関係)

議案第4号 人事委員会規則等の一部改正について(人事委員会関係)

議案第5号 宿直勤務の許可について

議案第6号 令和5年(措)第2号事案に係る判定について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から第5号は公開、 議案第6号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

人事委員会規則等の一部改正(給与関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり規則及び通知の一部を改正する。

- 1 改正する規則及び通知の名称
- (1) 規則

ア 職員等の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)

(2) 通知

期末手当及び勤勉手当の運用について(昭和41年2月1日付発鳥人委第12号)

2 概要

(1) 給与条例の改正に伴う条項の修正関係 給与条例の改正に伴い、所要の改正を行う

(2) 会計年度任用職員勤勉手当成績率関係

令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が行われることに伴い、給与条例で人事委員会が定めることとされている勤勉手当の成績率の基準(※)に係る規定を新設する 等

(※) 会計年度任用職員の勤勉手当の成績率の基準等は次表のとおり。

根拠	成績 区分	成績率の範囲の定め方	会計年度任用 職員の場合	(参考) 一般 職員の場合
	特に 優秀	<一般職員のみ> ・上限は条例値 (0.875) の 2 倍 ・下限は「良好 (標準)」の成績率に対する差を従前と維持	_	1.75 以下 1.02 以上
	優秀	<一般職員> ・「良好 (標準)」の成績率に対する差を従前と維持 <会計年度任用職員> ・条例値 (0.77) 超	0.77 超	1. 02 未満 0. 945 以上
規則	良好 (標準)	< 一般職員> ・条例値から 0.015 を控除 (上位区分の原資確保のため) <会計年度任用職員> ・上限は条例値 ・下限は条例値に一般職員の「良好 (標準)」の成績率に対する条例値の比率を乗じる (0.77× (0.86/0.875))	0. 755 以上 0. 77 以下	0.86
	良好 でない	<一般職員> ・国の「良好でない」と「良好 (標準)」の成績率の比率を基に設定 <会計年度任用職員> ・「良好 (標準)」の下限未満	0. 755 未満	0. 785 以下
	戒告	成告 <一般職員> ・「良好(標準)」の成績率に対する令和3年12月期の懲戒処分者に		0.54以下
通	減給	係る成績率の比率を概ね維持し、成績率の上限値が等間隔となる ように調整(直近の引下げの令和4年度から固定)	0. 385 以下	0.43以下
知	停職	< 会計年度任用職員 > ・一般職員の「良好(標準)」の成績率に対する懲戒処分ごとの成績率の比率との均衡を考慮	0. 285 以下	0. 32 以下

3 施行日

令和6年4月1日

◇議案第2号

人事委員会規則等の一部改正(組織改正等関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり規則及び通知を改正し、新しく定めを制定する。

- 1 改正又は制定する規則及び通知の名称
- (1)組織改正関係

ア規則

- (ア) 職員の職務の級の分類に関する規則 (平成 18 年鳥取県人事委員会規則第1号) ・・・・・・・・・①
- (イ) 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)・・・・・・・・・②
- (ウ)管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)・・・・・・・・・・・・③
- (オ)職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号)・・・・・⑤

3 概要

(1) 組織改正関係…①~⑨

県の組織改正に伴い、関係規則等について所要の改正を行う。

- ア 県の組織改正の概要
 - ○輝く鳥取創造本部にとっとり暮らし推進局を設置し、中山間・地域振興局内に中山間・地域振興課を設置
 - ○美術館を知事部局(地域社会振興部)に移管
 - ○生活環境部に犯罪被害者総合サポートセンターを設置
 - ○地域社会振興部にねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局を設置
 - ○関西本部に万博推進室を設置
 - ○美術館整備監などの職を設置
 - ○映画監督、商工技師などの職を廃止
 - ○定年延長者及び職位整備に伴う職名の見直し
 - ・定年引き上げ後の役職名について、課長補佐級を「主幹」、係長級を「副主幹」と変更
- イ 関係規則等の改正の概要

組織、職の変更、新設、廃止に伴い、関係する規則等についても規定の変更、追加、削除を行う。

- ○職員の職務の級・・・①
 - ・組織に「とっとり暮らし推進局」「美術館」「ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局」「犯罪被害者総合サポートセンター」を追加など、「感染症対策局」「美術館整備局」を削除など
- ○管理職員等の範囲・・・②
 - ・「美術館整備監」「美術館の副館長」「副所長」「総合療育センターの院長代理」「犯罪被害者 総合サポートセンターの所長、次長」「皆成学園の総務課長」を追加、「税務専門員」「県土整 備事務所の室長」「労働委員会事務局の課長」を削除 など
- ○管理職手当・・・③⑦
 - ・1種に「美術館整備監(人事委員会が承認したものに限る。)」を追加
 - ・2種に「美術館整備監」「美術館の館長(人事委員会が承認したものに限る。)」「美術館の副館長(人事委員会が承認したものに限る。)」「感染症対策センターの所長」「犯罪被害者総合サポートセンターの所長(人事委員会が承認したものに限る。)」「院長代理」を追加
 - ・3種に「美術館の館長」「美術館の副館長」「ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部

事務局の次長」「感染症対策センターの副所長」「衛生環境研究所の次長」「犯罪被害者総合 サポートセンターの所長」を追加

- ○給料表の適用範囲・・・4/8/
 - ・海事職給料表の適用範囲に「航海長」「通信長」「通信士長」「甲板員」「機関員」を追加など
 - ・規則の全部を改正し、表形式による記載に改める(給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について(平成19年3月30日付第200600201226号)は、⑧の定めの制定により、令和6年3月31日をもって廃止)
- ○特殊勤務手当・・・⑤
 - ・医療業務手当の支給対象に総合療育センターの院長代理を追加
- ○初任給、昇格、昇給等の基準…⑥⑨
 - ・教育職給料表に係る級別資格基準表を適用する教員以外の職に「主幹」「副主幹」を追加
 - ・特定昇格について、人事委員会の承認を得て昇格が可能となる規定へ改める など
- (2)公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の組織改正関係・・・⑩及び⑪ 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の組織改正に伴い、関係規則について所 要の改正を行う。
 - ○管理職員等の範囲・・・⑩
 - ・大山町の町長部局に「地方創生監」を追加
 - ○職員団体の役員専従期間・・①
 - 「鳥取県町村職員退職手当組合、鳥取県町村消防災害補償組合」を「鳥取県町村総合事務組合」に改正

(平成29年4月1日付けの組合の廃止及び設置時の改正漏れ)

4 施行(適用)日

令和6年4月1日。⑪については改正規則の公布日。

【質疑等】

委 員:ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局は、ねんりんピック終了後も残務処理等 のため存続するのか。

事務局:これまでの大規模イベント開催時の例では、イベント終了後も組織は残るが、人員が徐々に減っていって最終的に廃止となるということ多いと思う。ただ、現時点で確定的なことは言えない。

◇議案第3号

人事委員会規則等の一部改正(勤務時間関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり規則及び定めの一部を改正する。

- 1 改正する規則等の名称
- (1)職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)
- (2) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)
- (3) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について (平成6年12月21日発鳥人委第57号)
- (4) 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年12月21日発鳥人委第58号)

2 概要

(1) 改正内容

特別休暇(子の看護休暇)の対象(現行:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子で、2週間以上の期間にわたり療養を要する負傷をし、又は疾病にかかった者を加える。

※付与日数は現行どおり(年5日(子が2人以上の場合10日))

(2) 改正理由

15歳に達する日以後の最初の4月1日以後の子であっても、傷病の程度が重いなど一人で療養することが困難で、現行の看護休暇の対象となる子と同程度の看護の必要性が認められる場合があることから、子育て支援制度の更なる充実を図るため対象を拡大する。

3 施行(適用)日 令和6年4月1日

【質疑等】

委員:今回の改正内容について、他県の状況はどうか。

事務局:今回、年齢要件を改正したが、その改正に係る年齢の子について、障害者手帳の所持を条件に している例などがある。

委員:今回の改正により新たに対象となる例は多くはないかもしれないが、子の看護を必要とする職員が働き続けられる環境を整備するという視点は大切である。

委 員:2週間以上の期間にわたり療養を要する負傷又は疾病に該当するかどうかの判断は、医師の診断によるのか。

事務局:そうである。

◇議案第4号

人事委員会規則等の一部改正(人事委員会関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり規則及び定めの一部を改正する。

- 1 改正する規則及び定めの名称
- (1) 規則の一部改正
 - ①鳥取県人事委員会事務局組織規則(昭和40年鳥取県人事委員会規則第14号)
 - ②人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第33号)
 - ③人事委員会の事務の専決及び代決規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第20号)
- (2) 定めの一部改正
 - ①鳥取県人事委員会事務局処務規程(昭和 42 年 3 月 22 日鳥取県人事委員会決定)
 - ②鳥取県人事委員会文書の管理に関する規程(昭和24年3月29日鳥取県人事委員会決定)
 - ③公益通報処理通則要綱(平成 18 年 3 月 30 日鳥取県人事委員会議決)
- 2 改正の概要

人事委員会の事務等の適正化のため所要の改正を行う。

- 3 規則等の主な改正内容
- (1)規則の一部改正
 - ①鳥取県人事委員会事務局組織規則

人事委員会の会議及び議事に関すること、職員の勤務条件に関する措置要求の審査及び 判定に関すること等を、任用課の分掌事務から給与課の分掌事務に改める。 ②人事委員会の事務の専決及び代決規則

上記①の改正に伴い、課長の専決事項を改める。

③人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則

定年引上げ及び職位整備に伴い、人事委員会事務局の職員の職に副主幹を追加する。また、機械技師を削除する。

- (2) 定めの一部改正
 - ①鳥取県人事委員会事務局処務規程

鳥取県施行文書用紙規程(平成5年鳥取県訓令第13号)の廃止に伴い、所要の改正を行う。また、人事委員会が別に規程を定めるものを除き処務については知事の事務部局の例によることとする。

②鳥取県人事委員会文書の管理に関する規程

上記(1)①の改正に伴い、文書管理主任の要件を改める。

③公益通報処理通則要綱

県の組織改正に伴い、所要の改正を行う。

4 施行日

令和6年4月1日

【質疑等】

委員:任用課と給与課の分掌事務に係る改正等は、業務の平準化を図ったものか。

事務局:人材獲得競争の激化等で任用課の業務が以前より増大する中、両課の分掌事務の平準化を図っ

たものである。

委員:よりよいものにしていくという創造的な業務も求められる中、ミスも許されない業務であり、

ミスをなくすためにも業務の偏りをなくしていくことは重要である。

事務局:業務の効率化等にも取り組んでいるところ。

◇議案第5号

宿直勤務の許可について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所長から、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第1項の規定により宿直勤務の許可申請があり、適当と認められるので、申請のとおり許可する。

1 申請内容

宿直勤務(入所児童の睡眠状況の点検等のための巡視業務等を実施)を行う児童養護施設に対する施設運営に係る助言、指導を行うため、米子児童相談所の職員が同施設内で宿直勤務を行うもの。

2 許可の要件

宿日直勤務の許可基準については、厚生労働省から次のとおり示されている。

- (1) 宿日直の勤務の態様が労働密度の薄いものであること。
- (2) 一定額以上(※)の宿日直手当が支払われること。
- (3) 宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること。
- (4) 宿直勤務については、相当の睡眠設備が設置してあること。
 - ※《宿日直手当額の基準》

当該事業場の属する企業の全事業場において宿日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者についての1人1日平均額の3分の1を下回らないこと。

3 申請内容の検討

(1) 勤務の態様

夜間における巡視業務(2回(1回当たり5分程度))等に当たって助言、指導を行うものであり、 労働密度は薄いと認められる。

○ 勤務時間

宿直 午後10時~翌日午前6時

(2) 宿直手当

職員の給与に関する条例第16条の2に基づき、宿日直手当に関する規則第3条に定める宿日直手当(1回あたり7,400円)が支給されるため、基準を満たす。

(3) 宿日直の回数

	申請内容(一人当たりの回数)	基準
宿直	週1回以内	満たす(基準:週1回を限度)

(4) 睡眠設備の設置

和室10畳に寝具、冷暖房設備等が備えられており、相当の睡眠設備があると認められる。

【質疑等】

委員:本許可は、児童養護施設運営に係る助言・指導のための宿直勤務を許可するものであるところ、 宿直にあたっては助言・指導業務が確実・適切に行われるようしていただきたい。

委員:本来の所属である米子児童相談所の人員が手薄になることはないか。

事務局:米子児童相談所の業務や人員等については任命権者において整理されるべきものであるが、これらの児童養護施設に対する指導業務等を踏まえた検討がなされているものと考える。

◇議案第6号

令和5年(措)第2号事案に係る判定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

六 次回人事委員会の開催

令和6年4月16日(火)午後3時00分から開催することとした。